

様似町条例第9号

様似町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月24日

様似町長 荒木 輝明

様似町専決処分10号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日
様似町長 荒木 輝 明

様似町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

様似町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 3 1 日

様似町長 荒 木 輝 明

様似町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

様似町国民健康保険税条例（昭和34年様似町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「保険の」を加える。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加える。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の様似町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。